

津市立上野小学校いじめ防止基本方針

平成29年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「三重県いじめ防止基本方針」、「津市いじめ防止基本方針」をもとに、「津市立上野小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが必要である。これまで、学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生している。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては教育的な配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」ととも

に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害者には他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序制や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

2 上野小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条により、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

学校長 教頭 生徒指導担当 人権教育推進担当 該当児童関係職員 養護教諭
必要に応じて、PTA役員 学校評議員 スクールカウンセラー 等

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめ事実の確認、対策案の作成
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級作り、集団作りに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
- ・様々な場面、学習を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者との連絡を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめに繋がる行為を見逃さないための、日常的な情報共有
- ・生活アンケートや教育相談の実施
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して、児童の実態把握
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携
- ・校内生徒指導委員会や特別支援教育推進委員会等での情報収集

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童や集団の話を聞けるような体制をとる。
- ・いじめられた児童や知らせた児童の安全を確保する。
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校での話し合いの場を設けるなど、事態収拾にあたる。

- ・津市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係機関と連携をとる。
- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、事態への対処のため速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

- 一 いじめにより、本校の在籍児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 二 いじめにより、本校の在籍児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
- ・児童が児童を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに、津市教育委員会を通して津市長へ事態発生について報告する。

その後、津市の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

5 保護者、地域等との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は、「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

児童が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が児童を見守ることも重要である。地域住民が、いじめを発見したりいじめの疑いを認めたりした場合は、学校や津市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校、保護者、地域の連携推進

- ・PTAの各種会議や保護者会、家庭訪問の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行い、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話、家庭訪問、通信等を通して保護者との連携を密にし、相談を受けたり情報を提供しやすい雰囲気作りに努め、いじめ指導に対しての理解、協力を図る。
- ・いじめ防止基本方針を地域に公表することで、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ・中学校区教育推進協議会、子ども支援ネットワーク、校区青少年育成会、津人教可芸支部等の関係団体と連携し、いじめ防止対策に努める。